

東久留米市訓令乙第 6 9 号

東久留米市下水道使用料等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 3 0 日

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市下水道使用料等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 東久留米市の下水道事業の健全な運営の確保に向けて、下水道使用料に関する事項
その他下水道に関する事項について検討するため、東久留米市下水道使用料等検討委員
会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を東久留米市長（以
下「市長」という。）に報告する。

- (1) 下水道使用料に関する事項
- (2) その他下水道に関することで、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織す
る。

- (1) 学識経験者 1 名以内
- (2) 産業関連団体関係者 2 名以内
- (3) 公募による市民 2 名以内
- (4) 市職員 1 名以内

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(任期)

第 4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 の規定による報告が完了する日までとし、
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員
がその職務を代理する。

(会議)

第 6 委員会は、委員長が招集し、議長は、委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7 委員会は、必要に応じて委員以外の者の意見を聴くことができる。

(報償)

第8 委員会の委員のうち、第3第1項第1号から第3号までに掲げる者に対しては、職務遂行に要する報償を予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、都市建設部施設建設課において処理する。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行後、最初の会議において委員の互選により委員長を選任するまでの委員会の招集は、第6第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この訓令は、第2の規定による市長への報告の日の翌日をもって、その効力を失う。